

令和2年度 第10回臨時総会 議事録

開催日時	令和3年3月8日（月） 午後2時33分～午後3時23分
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6階 大会議室
出席委員	大崎恭寿 池澤 誠 西本統洋（議案第2号から出席） 加藤孝幸 高橋政継 廣井千里 中島義幸 久保田彦昭 森田浩明 大野 哲 竹内佳代 中島正根 山本和正 前田眞作 上田 博 川澤一博 矢野 強 以上17名
欠席委員	久保壽美男 中村富貴 以上2名
事務局	岩崎事務局長 近森次長 竹内係長 堀内係長 長澤主任 廣末主査補 以上6名
議 題	議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について 議案第2号 高知市農業委員会における行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱規程（案）について

開 会	大野会長が議長となり、開会を宣す。(午後2時33分)
議事録署名委員	議長が、廣井委員、前田委員を指名する。
議 事 議 長 堀内係長	<p>それでは、お手元に配付いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。</p> <p>「議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」、事務局より説明願います。</p> <p>改正農業委員会法が平成28年4月1日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」として遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進が農業委員会の必須事務として、法第6条第2項に規定されました。</p> <p>これに伴い、法第7条第1項において、最適化の推進のために、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進について、それぞれ数値目標と具体的な推進方法を定めた「指針」を作成するよう努めなければならない、とされています。</p> <p>高知市農業委員会では、平成29年7月から新体制に移行し、農業委員と新設された農地利用最適化推進委員が連携して農地利用の最適化を始めとする農業委員会活動に取り組んでいくために、平成30年6月5日に、令和5年度を最終目標年度とした指針を定めて、ホームページなどで公表しています。</p> <p>この指針は、委員の改選ごとに検証と見直しを行うこととしており、令和2年7月の改選を機に、農業振興施策検討委員会、全体会等で、農業委員及び推進委員による協議を経て改正案をとりまとめました。それぞれの目標数値を見直し、基本的な考え方、具体的な推進方法の変更部分には下線を引いています。</p> <p>改正案の資料の2ページをご覧ください。</p> <p>網掛けの部分は、全体会を踏まえて変更した部分で、主なものは、2ページの遊休農地の解消目標で、注意書きとして、令和2年3月の遊休農地面積54ヘクタールから令和6年3月の遊休農地面積175ヘクタールと大きく増えている理由を記載しています。</p> <p>次に、3ページの③、優良農地等の守るべき農地の確保のイのところですが、利用権等の設定の啓発等について取り組むということで、これまでは中山間地域に限定し</p>

堀内係長	<p>た表現としておりましたが、啓発は市内全域で取り組むこととし、広報活動による啓発と改めました。</p> <p>また、同じく3ページ、担い手への農地利用集積目標の目標設定の考え方の注意書きとして、目標の定義を加えました。</p> <p>この改正案を承認いただけた場合は、ホームページ等で公表するとともに、この指針に基づいて、毎年度の事業計画を作成し、活動に取り組んでいくこととなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
中島（正）委員	<p>3ページの2の「担い手への農地利用の集積・集約化について」の担い手の定義は認定農業者ということになりますか。</p>
堀内係長	<p>認定農業者です。</p>
中島（正）委員	<p>そのようなことが国から示されているということだと思いますが、人・農地プランの中心経営体も担い手というような書き方もあると思いますが、認定農業者ということで理解をしました。</p>
堀内係長	<p>この指針は認定農業者ということで、農地台帳から基本となる数字を拾う関係もあり、人・農地プランの中心経営体は集計しにくいところがありますので、認定農業者ということで数字を出させていただいております。</p>
議 長	<p>注意書きにあるように、「農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者」が認定農業者であるということでございます。この指針につきましては、前回の全体会の時にもお話をさせていただきましたので、皆さんにご案内のことと思います。他にございませんか。</p>
委 員	<p>— 意見なし —</p>

議 長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。
岩崎事務局長	<p>続きまして、「議案第2号 高知市農業委員会における行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱規程（案）について」、事務局より説明願います。</p> <p>「議案第2号 高知市農業委員会における行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱規程（案）について」ご説明いたします。</p> <p>規程案のご説明の前に、代理申請等について少し説明しておきたいと思います。右上に「資料1」と書かれた表をご覧くださいいただけますでしょうか。</p> <p>この表の区分のとおり、申請方法には、行政書士等による「代理申請」と、申請者等の使者となって「代行」により申請する場合があります。この「代理申請」と「代行申請」の違いは表のとおりであります。このうちの「代理申請」につきましては、行政書士法の改正に伴い、平成15年1月22日付け及び平成16年4月19日付けの農林水産省からの各事務連絡で、「行政書士等の代理人による農地法の許可申請手続について」の通知が出されております。これは、農地法の第3条、第4条及び第5条に規定されております許可申請、特に審査において転用事業者の意思が重要となる、第4条及び第5条の転用許可申請において、「委任状」の提出だけでなく、転用事業者となる譲受人等が確実に申請に係る事業を行うことについての意思を確認しておく必要があるとして、「確認書」の提出を求める内容となっております。</p> <p>本市農業委員会では、これまでこの「確認書」の提出を求める取扱いがされておらず、今回提出しました規程案の制定を通じて、農林水産省発出の事務連絡の内容以外にも、これに準じる形で第4条及び第5条に規定する市街化区域内農地の転用に係る届出や「代行申請」にも当てはめて、事務処理の適正化を図ろうとするものです。</p> <p>それでは、今回ご提出しました議案の「高知市農業委員会における行政書士等による申請手続等に関する取扱規程（案）について」ご説明いたします。</p> <p>別紙の取扱規程（案）をご覧くださいいただけますでしょうか。条項順にご説明いたします。</p>

岩崎事務局長

まず、この規程の趣旨であります。第1条で「行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。」としております。

次の第2条では、「代理申請」と「代行申請」の定義規定を設け、各用語について説明しております。

また、第3条では、代理申請時の申請書等の記載方法について規定し、代理申請を行う場合は、申請等依頼人の代理人であることを明示し、記名押印することを規定しております。

続いて第4条では、添付書類の提出について規定し、代理申請する場合には、申請等に必要な書類のほか、申請等ごとに、第1号に規定しております「委任状」と、次の第2号に規定する「確認書」の添付を求めるものとしております。

そのうち第1号規定の「委任状」では、申請等依頼人ご本人が自筆で氏名を手書きすることを求め、やむを得ない事情により自署できない場合には代筆を認めることとしております。また、第1号のイの規定では、「アの規定にかかわらず、申請等依頼人が行政書士に委任する場合は、記名のみでよいものとする。」と定めております。これは、行政書士は、行政書士法に基づく国家資格者であるとともに、法律に違反したときには懲戒や罰則の適用を受けるなどの定めがあり、他の代理人と違って担保されるものがあることから、氏名の自署を求めないこととしております。

続いて、転用実行行為者の意思を確認する「確認書」の提出につきましては、「委任状」の取扱いと違う点が二点ほどあります。一点目は、アの条文のただし書きに「転用実行行為者が、委任状中に転用許可申請書の記載事項を了解した旨を明記してある場合には、確認書の添付は不要とする。」としていること。そして二点目は、2ページになりますが、エとオの条文で大幅な内容の変更が行われるときの確認書の提出を求めています。ここでいう「大幅な内容の変更」とは、事業計画の変更などを想定しておりますが、これらの条文はいずれも、先にご説明しました農林水産省からの事務連絡に記載されているものであり、具体的な内容については、別途、要領等で定めたいと考えております。

この第4条の規定に続いて、第5条では、「代行申請」をするときの取扱いを定めております。「代行申請」につきましては、法令や国からの事務連絡に基づく根拠となるものがなく、取扱いにおいては「代理申請」に準じて定めることとしました。

さらにその観点等に立って、第6条の規定では「前2条に規定する方法により申請

岩崎事務局長

等がなされない場合は、農業委員会は、転用実行行為者が確実に事業を行う意思を有しているか等について、書面の送付その他の方法によって確認するものとする。」と定めました。これにより、事務局の負担は増えることとなりますが、これは審査の適正化を図るものであり、事務局では、これを機に受付事務の点検もあわせて行ってきたいと考えております。

なお、この議案がご審議のうえ可決されることとなりましたら、この規程の施行期日につきましては、ホームページ等で取扱いについて公表するほか、行政書士会などの団体への周知も必要でありますことから、これに配慮して令和3年4月1日からの施行にしたいと考えております。

以上で、事務局から議案第2号についての説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

西本委員

その他（第7条）の件でお伺いしますが、過日、代理の行政書士の方から非農地証明の提出があり、その日に私に「現地確認をしてくれないか」と言われ、唐突なことでしたが、たまたま予定がなかったので、現地確認をしました。なぜなら、非農地証明の現地確認をする本人にとっては非常に大事なことですので、あらゆる確認をしてから私は臨んでおりましたが、あまりに唐突だったということが一つです。

もう一つは、行政書士と事務局が「今日受付したものを今日しないといけない」というような事務の取扱いを別に定めているのかをお聞きしたいと思います。

岩崎事務局長

先ほど西本委員からご指摘があった点については、どういった状況で日程調整を西本委員にされたのか詳細が分からないので、はっきりとした答えにならないかもしれませんが、以前にも西本委員からご指摘をいただいた点も踏まえて、その後の非農地証明につきましては、事務処理要領の見直しをして現在はその要領に基づいた運用に改めていると捉えているところです。急な日程調整というように受け取りましたが、個別の案件については取扱いについては、先ほど言った事務処理要領に基づいて急な話にならないように、前もって関係する農業委員と推進委員の日程調整を行ったうえで現地確認をするというように認識をしているところです。

議 長	<p>それでは、ここで暫時休憩いたします。</p> <p>— 休憩 —</p>
議 長	<p>再開いたします。</p> <p>取扱規程につきましては、行政書士会の会長、副会長及び当会の廣井委員を含めて案ができたものでございます。今後は、この取扱規程（案）をご了承いただいて、このような取扱いをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、採決をいたします。</p> <p>この取扱規程（案）でご了承いただける方および4月1日から施行することにつきましてご了承いただける方の挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>— 挙手全員 —</p>
議 長	<p>挙手全員でございますので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>報告事項に移ります。</p> <p>高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画、青年等就農計画の認定について、事務局より報告願います。</p>
堀内係長	<p>— 農業経営改善計画の認定について 報告 —</p> <p>— 青年等就農計画の認定について 報告 —</p>
議 長	<p>広域認定というのは、他の市町村を跨いで農地を持っている方ということでしょうか。</p>
堀内係長	<p>今まではそれぞれの市町村で認定を受ける必要があり、例えば香南市と高知市のように複数の市町村で営農されている方はそれぞれの市町村で認定を受ける必要がありましたが、制度が改正されて、その場合は県で一つにまとめて認定をしようというのが広域認定という形になります。県での認定ということになります。</p>

議 長	ありがとうございました。他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、その他に移ります。何かございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	事務局から事務連絡はありませんか。
	— 事務連絡なし —
議 長	ないようですので、以上を持ちまして令和2年度第10回臨時総会を閉会いたします。
閉 会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後3時23分)

以上のとおり，会議の次第を記載し，相違のないことを証するため，ここに署名する。

令和3年 4 月 7 日

議 長 大野 哲

議事録署名委員 廣井 千里

議事録署名委員 前田 眞作

議事録作成者 廣末 翔太